## 第3章 労働組合の資格審査等

#### 第1節 資格審査の概況

### 1 新規係属件数

平成28年中に全労委に係属した新規係属件数は578件で、27年に比べ36件減少した。 新規係属件数を事由別にみると、不当労働行為の救済申立てに伴うものが339件で、 27年に比べ87件減少している。なお、全体に占める割合は59%となっている。(第39 表及び巻末統計表第20表参照)

第39表 資格審査新規係属事由別件数及び構成比率 (全労委)

(単位:件、%)

	区 分	件数					構成比率				
事項	年	24	25	26	27	28	24	25	26	27	28
新規係属件数		709	714	703	614	578	100	100	100	100	100
	委 員 推 薦	217	153	207	146	200	31	21	29	24	35
内	不当労働行為	419	509	423	426	339	59	71	60	69	59
	法 人 登 記	65	42	70	39	35	9	6	10	6	6
訳	総会決議	8	10	3	3	4	1	1	0	0	1
	協約拡張適用	-	-	-	-	-	-	-	-	ı	-

このほか、委員推薦が 200 件で 54 件の増加、法人登記に伴うものは 35 件で 4 件の減少、総会決議に伴うものが 4 件で 1 件増加している。

そのうち、中労委における新規係属件数は118件で、内訳は、不当労働行為の救済申立てに伴うもの80件、委員推薦に伴うもの38件となっている(巻末統計表第22表参照)。

#### 2 審査

平成 27 年からの繰越件数 547 件、新規係属件数 578 件の合計 1,125 件のうち、適格決定 421 件、取下又は打切 258 件、不適格 1 件で合計 680 件が終結し、445 件が 29 年に繰り越された (巻末統計表第 20 表参照)。

適格決定がなされた 421 件の内訳は、委員推薦に伴うもの 201 件、不当労働行為救済 申立てに伴うもの 175 件、法人登記に伴うもの 40 件、総会決議に伴うもの 5 件となって いる (巻末統計表第 21 表参照)。

そのうち、労委規則第24条に基づき要件補正の勧告をしたものは3件である(巻末統計表第22表参照)。

# 第2節 労調法第37条違反被疑事件

労調法第37条違反被疑事件(公益事業の争議行為の予告違反被疑)についてみると、前年からの繰越し事件、平成28年の新規係属事件はともになかった(巻末統計表第23表参照)。

### 第3節 協約の拡張適用

労組法第 18 条に基づく協約拡張適用事件についてみると、前年からの繰越事件、平成 28 年の新規係属事件はともになかった (巻末統計表第 24 表参照)。